

議案第 83 号

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例制定について

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

一定の規模以上の建築物の建築等について、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出前の事前協議の義務化等のため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例（平成２２年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１０条を次のように改める。

（届出を要しない行為）

第１０条 法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転であって、当該建築物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ。ウにおいて同じ。）が１０メートルを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計。イにおいて同じ。）が５００平方メートル以上のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で２０分の１を超え、かつ、当該建築物の高さが１０メートルを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で２０分の１を超え、かつ、敷地の面積が５００平方メートル以上のもの

ウ 工作物（規則で定めるものに限る。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転であって、当該工作物の高さが１０メートルを超えるもの

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で２０分の１を超え、かつ、当該工作物の高さが１０メートルを超えるもの

(2) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設の建築物に係る行為

(3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

第10条の次に次の1条を加える。

(事前協議)

第10条の2 景観計画区域において、法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち規則で定める規模のもの（同条第7項に規定する行為及び前条に規定する行為を除く。）をしようとする者は、当該行為に係る法第8条第2項第2号に規定する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議において良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な配慮を行うよう求めることができる。

第13条中「のうち、第10条各号に掲げるもの」を「（第10条第1号又は第2号に掲げる行為を除く。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条の2の規定は、令和8年4月1日以後に同条第1項に規定する行為をしようとする者について適用する。